

港北区公告第 120 号

公 示 送 達

次のとおり、書類の送達を受けるべき者の住所（所在地）等が不明である（法施行地でない）ので、地方税法第20条の2及び横浜市市税条例第10条の規定により公示送達する。

送達する書類は当区役所税務課に保管してあるので、いつでも送達を受けるべき者に交付する。

令和8年7月13日

横浜市港北区長 古石 正史



送達を受けるべき者	住所又は所在地	
	氏名又は名称	廣田 将貴 外12名
送達する書類名	令和7年度 市民税・県民税・森林環境税納税通知書（過年度税変）	
	令和8年度 市民税・県民税・森林環境税納税通知書（現年度当初）	
(注意)		
地方税法第20条の2第3項の規定により、掲示を始めた日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなす。		



公示日：令和8年7月13日

地方税法 第13条に係る通知
もしくは地方税法 第13条に係る賦課決定等の通知

[illegible]

1 / 1 頁



公示日：令和8年7月13日

地方税法 第13条に係る通知
もしくは地方税法 第13条に係る賦課決定等の通知

[illegible]